

附置義務駐車場について

(商業地域・近隣商業地域)



明石市

附置義務駐車場について

1. 附置義務とは

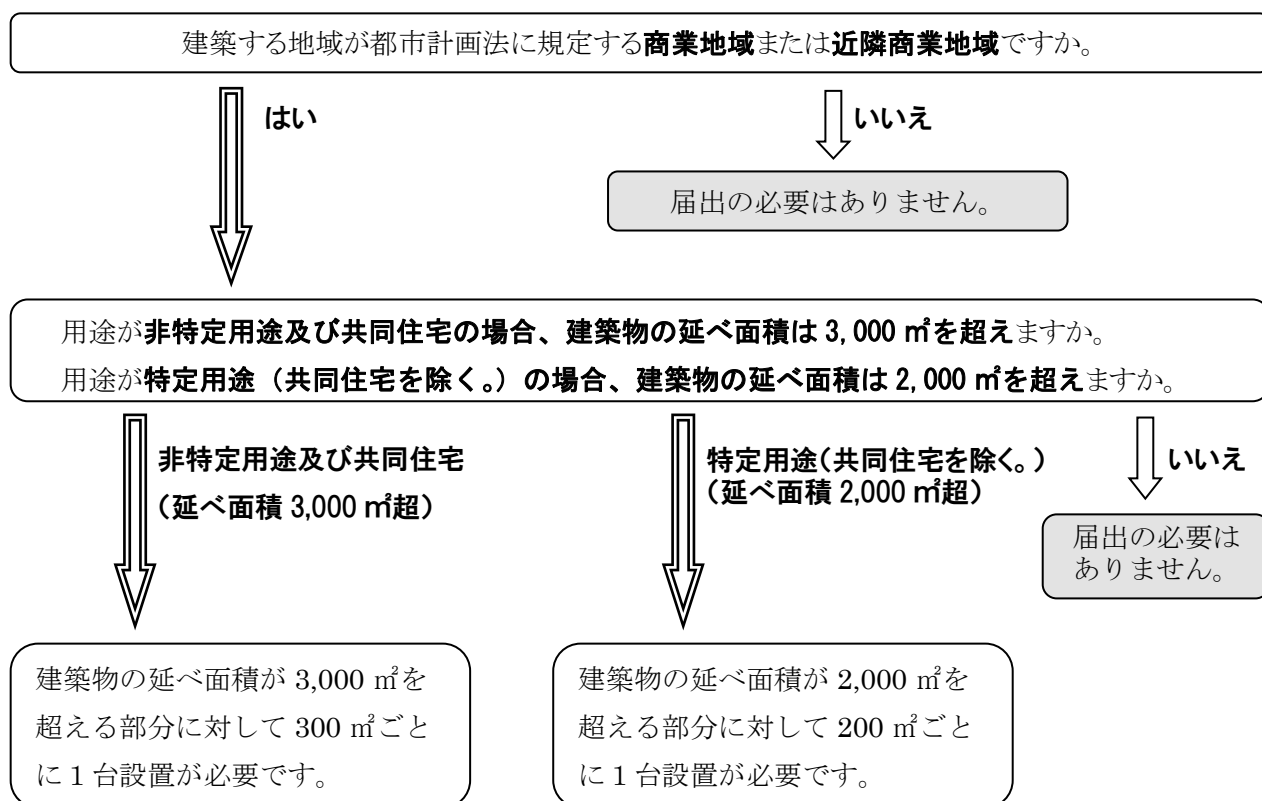
「明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、商業・近隣商業地域において一定規模以上の建築物を建築（新築・増築）する場合、駐車施設の附置が義務付けられます。

一定規模以上の建築物とは、用途が非特定用途★及び共同住宅の場合は延べ面積が 3,000 m²を超える建築物、特定用途★（共同住宅を除く。）の場合は延べ面積が 2,000 m²を超える建築物が対象となります。

※「明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」とは別に「明石市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」による手続きが必要となる場合があります。

※延べ面積には、自動車の駐車場のための施設（駐車施設）の用途に供する部分の床面積の合計を除きます。

2. 届出が必要となる建築物の算定基準（用途により算定基準が異なります）



★特定用途・・・（駐車場法施行令第 18 条）

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場
斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー
舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、
倉庫、工場及び共同住宅

★非特定用途・・・特定用途以外の用途

3. 駐車マスの大きさ

駐車台数1台につき幅2.25m、奥行き5m以上とし自動車を安全に駐車、出入りさせることのできるものとしなければなりません。

計画図面には、各駐車マスの幅や奥行を記載してください。

4. 混合用途（特定用途（共同住宅を除く。）と非特定用途及び共同住宅が混合する）の場合

すべてを特定用途（共同住宅を除く。）とみなして規定を適用します。

この場合、特定用途に供する部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の延べ面積と非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分の延べ面積に2/3を乗じて得た面積の合計を、その建築物の延べ面積とします。

5. 駐車施設附置の特例

建築物の構造、敷地の状態等で駐車施設を設けることが著しく困難または不適切であると認められるときは当該建築物からおおむね200m以内に駐車施設を設けることができます。

6. 建築物の敷地が適用地区（商業地域・近隣商業地域）の内外にわたる場合

建築物の敷地が2つ以上の用途地域にわたる場合は、当該敷地の過半が適用地区に属するときは、当該建築物すべてが適用地区にあるものとみなします。

7. 届出について

届出書の様式については、明石市ホームページ上の「駐車施設の附置（変更）届出書」をご覧ください。

届出書及び以下の添付資料は、2部提出してください。届出を受理しましたら、うち1部は副本として返却します。

（添付資料）

- ア 建築物（駐車施設を含む。）付近見取図
- イ 建築物の配置図
- ウ 建築物の各階平面図（届出書に記入する特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分、非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分、駐車施設及び共用部分それぞれの延べ面積と各階の床面積が分かるようにしてください。）
- エ 駐車施設の平面図（駐車施設の面積、台数や駐車マスの大きさを記載してください。機械式駐車装置を使用する場合は、その名称、パレット数や設置面積を記載するとともに、国土交通大臣の認定書の写しを添付してください。）
- オ 敷地外駐車場の場合は、事前に本市と協議を行った際の敷地外駐車場協議申請書ほか一式の写し

8. 工事完了届出について

駐車施設の附置（変更）の届出をした駐車施設の工事が完了した際は、速やかに「駐車施設工事完了届」を提出してください。

9. 駐車施設の管理について

設置した駐車施設は、その後も適切に管理を行ってください。

台数や構造を変更（機械式駐車場廃止して平面駐車場とするなど）する場合は、必ず変更の届出をしてください。

駐車施設を配置する場合は、廃止の届出をしてください。

明石市 都市局 道路安全室
交通安全課 駐車・駐輪対策係

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

電話 078-918-5036（直通）

FAX 078-918-5110